あなたもまちづくりの主人公
～三芳町「協働のまちづくり研究」の概要

地方分権の進展とともに、市町村は自らの判断と責任でまちづくりを行う時代になりました。三芳町でも、第4次総合振興計画の中心理念である「協働のまちづくり」を言葉だけに終わらせることなく、多くの住民がパートナーとしてまちづくりに参加していただけるシステムをつくっていく必要があります。

そこで、「まちづくり研究員」を広く住民から募集し、約1年間にわたって三芳町にふさわしい「協働のしくみ」の研究を行ってきました。今回はその概要をお伝えします。

▲第1回協働のまちづくり学習会（1月20日、藤久保公民館にて開催）

「協働」ってなんだろう？

協働とは、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民や団体、事業所など地域の構成員が役割を分担し、それぞれの特徴を活かしながらまちづくりに貢献する考え方で、「パートナーシップ」とも呼ばれます。

協働を推進することによって、行政活動に住民の視点や団体の技術が導入され、よりきめ細かな公共サービスが可能になり、住民の地域への愛着心も高まっていくと考えられています。

一方で、参加が一部住民に偏ったり、事業が長期化したりしないように注意する必要があります。

みんなで進めるための「しくみづくり」

経験や立場の異なる者が心をひとつにして協働していくには、最低限の「しくみ」が必要になります。協働のまちづくり研究会では主なしくみとして「ルール」と「ネットワーク」を中心に研究してきました。

「ルール」とは、みんなの行動のよりどころとなる理念や原則を明文化した約束事で、協働を効果的に進めるためには不可欠なものです。先進自治体では、条例などに制度化する動きもあります。

「ネットワーク」とは、ルールにのっとって住民参加を広げていくための人のつながりで、住民中心の組織と行政内部の組織の2つが提案されています。

ルールもネットワークも、地域のみんなで育てるしくみにしたいものです。

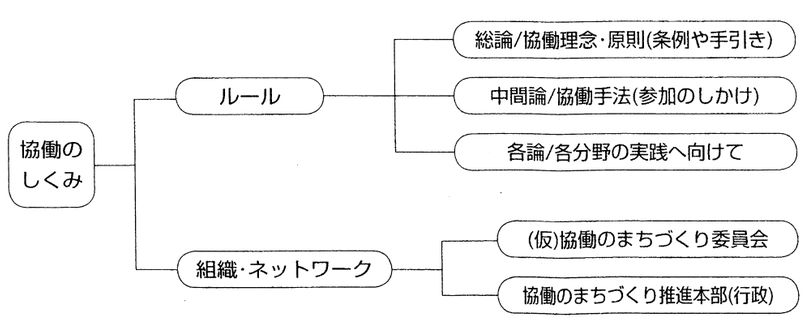

協働のパートナー（ルール①）

まちづくりのパートナーである「住民」は、広く定義する必要があり、町内に在住・在勤・在学の個人はもちろん、区や自治会などの地域コミュニティ、社会福祉法人や大学などの公共的団体・機関、ボランティアや文化・スポーツ団体、さらに企業や個人事業者まで含め、それぞれの特徴を発揮してまちづくりに貢献していただけるよう定義しています。

まちづくりの基本原則（ルール②）

研究では、協働でまちづくりを進めるために、次のような原則を確認し合う必要があるとしています。

(1) まちづくりの主役は住民であり平等な参加機会が確保される。
(2) 住民と町が情報を共有し、役割と責任を分担する。
(3) 住民と町は対等なパートナーとして相互に尊重しあう。

役割分担（ルール③）

研究によれば、住民と行政の主な役割などは次のとおりです。

住民 町政について学び、情報を知り、参加する権利がある。また、主体的にまちづくりに参加し、良好なコミュニティの創造に関わる役割がある。

行政 住民が参加しやすい環境づくりに努め、まちづくり情報の分かりやすい公表や地域コミュニティ活動を促進する責任がある。

協働のフレーム

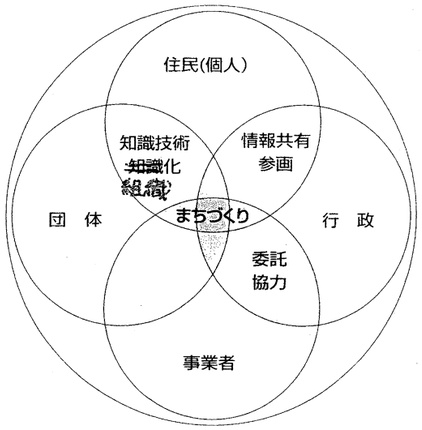

現在のフレーム

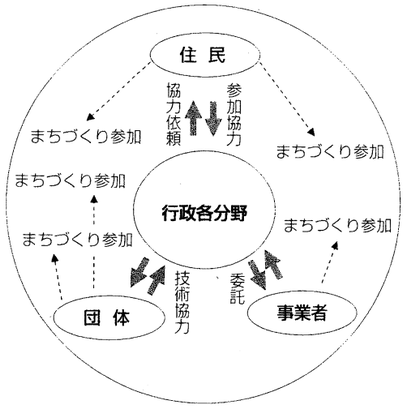

具体的な参加のしかたは？（協働手法）

研究では、生活に密接に関係した計画や事業について、住民が意見や提案を寄せたり、行政と一緒に企画したり、事業のサポートをしたり、得意分野で人材登録したり…といった参加方法の制度化を提案しています。また、仕事などの都合で会議や事業に参加できなくても、間接的にまちづくりに関われる多様な参加メニューを用意し、参加意識を高める必要性を強調しています。

もちろん、行政区やボランティアをはじめ、これまで三芳を支えてきた多くのまちづくり活動を尊重しながら、活動相互のつながりあいを支援することが重要です。

どんな事業を協働で進めるの？（各分野の実践）

まちづくりといっても、保健・福祉・環境・産業・教育・文化・防犯防災・都市整備・上下水道など多岐にわたります。すべてを協働で進めるとなると、行政活動の停滞を招くことも予想されます。

新たな総合振興計画では、10年間で重点的に推進すべき項目として住民生活に関わりの深い施策事業を掲げており、これらをベースに協働に適した事業をメニュー化していく必要があります。

パートナーシップ型のまちづくりを目指して

総合振興計画の将来像「みんながつくる　みどり　いきいき　ぬくもり　のまち」の「みんながつくる」を実現するため、より多くの住民が主役として参加し、住民と行政が「パートナー」として信頼関係を築きながらまちづくりを進めていく必要があります。研究では、住民一人ひとりの豊かな感性や経験がまちづくりに活かされるよう、三芳らしい「しくみ」をみんなで創りあげていくことを提言しています。

協働のまちづくり学習会（第2回）のお知らせ

住民参加型まちづくりについて考えたり、あなたの力を地域に活かせる方法を発見してみませんか？

日時 3月18日(日)
午後1時30分～4時
（受付：午後1時～）

会場 藤久保公民館ホール

内容
①協働先進地の事例報告
・草加市の行政とNPOまちづくり市民会議
②パネルトーク（町研究報告を含む）

※手話通訳・要約筆記あり

申込み 企画財政課政策推進係へ電話、FAXまたは町ホームページより、お申込みください。

問い合わせ
企画財政課政策推進係
（内線417）
FAX 274-1055
HP www.town.saitama-miyoshi.lg.jp

行政改革と住民参加型のまちづくり

◇地方分権と自治体責任◇

地方分権の進展に伴い、自治体の責任はますます重くなっています。三芳町では、行政改革と住民参加を行政経営の核に位置づけ、「行政改革推進プラン」に基づいた効率的で透明性のある行政運営、健全で計画的な財政運営に努めるとともに、住民の知恵や力が行政活動に反映されるよう「協働のまちづくり」を推進しています。

行政改革は、住民代表による「行政改革懇談会」と町長を本部長とした行政の「行政改革推進本部」によって推進されています。また、協働のまちづくりは、第4次総合振興計画の重点施策として、昨年度、住民研究員の手により町にふさわしい住民参加システムを構築するための研究報告書がまとめられました。

問い合わせ　総合政策室（内線422～424）

行政活動の合理化と自主財源の確保

三芳町行政改革推進プラン（平成17～21年）は、8つの基本方針のもとに57の行政改革推進項目を定めています。事務の効率化・合理化、歳入確保などの改革から、主なものを紹介します。

(1)行政評価システム

行政各分野で実施している主要な事業について、客観的な数値指標を用いて公益性や経済性などを点検、評価し、継続・統合・廃止などの今後の方向性を導き出す制度です。昨年度試験的に実施し、本年度導入します。

▶協働のまちづくり研究会報告（3月23日）

(2)外部委託ガイドライン

町では、行政のスリム化の一環として、外部委託ガイドラインを作成、各事務事業について、町が直接執行すべきか、委託や民営化に適していないかなど、サービスの質や町の監督責任に注意しつつ、一定の基準を設けて民間活力の導入を推進しています。具体的には昨年度、福祉関連の3つの公共施設の管理について、民間が管理代行する指定管理者制度に移行しています。

(3)補助金交付基準

町が支出する補助金について、「補助金交付基準」を定めて分類整理を行い、チェックシートにより公益性・補助効果・補助率・交付期間などの点で点検を行い、予算編成の資料としています。

(4)広告収入の推進

自主財源の確保と地域経済の活性化を目的として、町発行物などへの有料広告の掲載を推進しています。昨年度は町ホームページのバナー広告がスタートし、本年度は広報みよしや文化会館の事業チラシへの広告掲載を予定しています。今後さらに、窓口封筒なども対象として広告収入を検討していきます。

(5)広報みよし・教育だよりの一本化

印刷・配布にかかる経費の抑制と事務の効率化を目的として、4月1日号より広報みよしと教育だよりを一本化しました。

(6)行政組織改革

昨年度は、少子高齢化や安全安心、みどり政策等の現代的課題への対応と収税一元化等の窓口改革を中心に、くらし関連部門を大幅に再編しました。本年度は、政策調整機能の強化を目的として総合政策室を設置しました。

(7)職員関連制度の見直し

職員数については、昨年度、第3次定員適正化計画を作成し、5年間で16人（4・8％）の純減目標を定め、年次ごとの計画的なスリム化を進めています。また、職員給与水準の適正化を図るため、職員給与構造改革の実施や特殊勤務手当の見直しを行いました。今後は、人事評価システムの構築や能力給制度の導入を検討していきます。

住民サービス改革

行政改革では、経費抑制対策だけではなく、同時に住民サービス向上の検討も進められています。最少経費で利便性の向上に取り組む事業をご紹介します。

(1)庁舎・出張所の土曜開庁の実施

昨年度試験的に実施した、毎月第1土曜日の窓口業務の開庁を、本年度から恒久的に実施することとしました。対象業務や時間帯などの詳細は、広報みよし3月1日号や町ホームページをご覧ください。

(2)町税等のコンビニ収納の実施

水道料金・下水道使用料は平成15年度からコンビニエンスストアで24時間納付できるようになっていますが、昨年度は軽自動車税も可能とし、今後も計画的に他の税目に拡大していく予定です。

(3)町ホームページのサービス機能拡充

文化会館・体育施設・公民館の町公共施設が、ご自宅のパソコンや携帯電話からインターネット予約できるようになりました。また、役場各課の101種類の申請・届出様式が町ホームページからダウンロード（取り寄せ）できるようになっています。さらに、在住外国人の方のため、5か国語に対応した行政情報を見ることができます。

公共施設のインターネット予約や町ホームページへのアクセスは、文化会館・体育館・各公民館に設置した端末機器（KIOSK）もご利用いただけます。

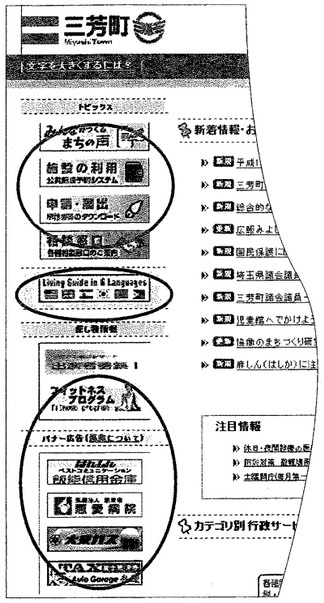

▲町のホームページ

参加と協働のまちづくりへ

これからのまちづくりは、住民の皆さんが主役となって、三芳の特色を活かした元気のあるまちをめざしていきたいものです。協働のまちづくりを進めるための取り組みをご紹介します。

(1)パブリック・コメント制度の導入（下図参照）

まちづくり情報を住民と行政が共有し、広聴活動を活性化するためのしくみのひとつとして、このたび「三芳町パブリック・コメント手続条例」が制定されました。町の主要な計画や条例等の案を事前に公表して意見を公募する制度ですので、ご活用ください。

(2)行財政情報の公表

広報みよしや町ホームページでは、職員給与や人事管理等の状況、予決算や町有財産などの財政状況をできるだけ分かりやすく公表し、透明性の確保に努めています。

(3)協働のしくみづくり

住民公募によるまちづくり研究員9名が町長の研究委嘱を受け、約1年間にわたって12回の研究会と2回の公開学習会を重ね、「協働のまちづくり研究報告」が完成し、3月23日に町長に手渡されました。（右ページ写真）これを受け、町は次の協働のステップに向いています。詳細は、広報みよし3月1日号や町ホームページをご覧ください。
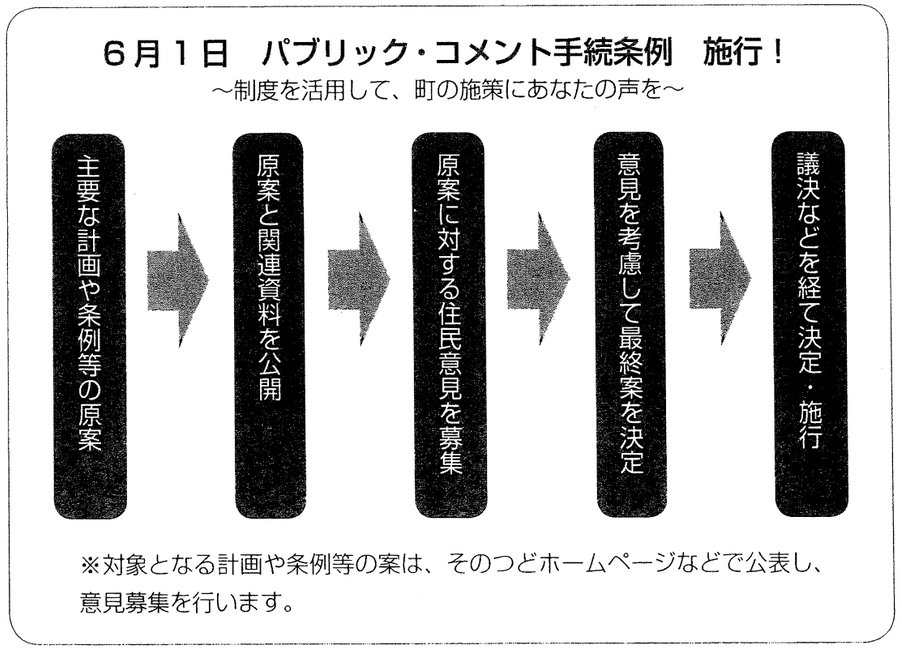
▼町のホームページ
http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp